

令和7年 第4回浅口市農業委員会議事録

令和7年4月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
1	大 橋 繁 雄	出	金光1	瀬 良 哲 哉	出
2	渡 邊 清 志	出	金光2	藤 丘 廣 志	出
3	友 田 陽 勝	出	金光2	安 田 文 彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀 樹	出
6	川 崎 英 俊	出	金光3	菰 口 清 司	出
7	柚 木 栄 蔵	出	鴨方1	吉 川 孝 之	出
8	吉 田 潤 市	出	鴨方1	杉 本 正 彦	出
9	虫 明 伸 吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	—	—	鴨方2	虫 上 行 治	出
11	渡 邊 豊	出	鴨方3	山 下 善 弘	出
12	齋 藤 孝 実	出	鴨方3	山 下 眞 治	欠
13	岡 田 直 樹	出	寄島1	中 濱 稔 文	出
			寄島2	大 島 明 敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭

書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画について

日程第4 報告事項

報告第4号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年5月15日（木））

	開会（午後１時３０分）
議 長	それでは、早速ですけど、本日も慎重審議にご協力のほうをよろしく願います。 これより令和７年第４回浅口市農業委員会を開会します。 ただいまの出席委員は１１名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。 今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において３番友田委員、５番古城委員を指名します。 日程第２、会期の決定についてを議題とします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。 日程第３、議事に移ります。 議案第１５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 ５３３番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書２ページになります。 議案第１５号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年４月１５日提出。 番号５３３、土地の所在地は鴨方町鴨方です。畑、３３３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願います。
議 長	次に、６番川崎委員、補足説明をお願いします。
委 員	川崎です。地図のほうは１ページ、２ページになります。 〇〇〇〇のほうが持たれていて、やられとったんですが、３年ぐらい前から〇〇〇〇のほうがお手伝い等をしながら教えてもらいながらやってきたそうです。それで、今回〇〇〇〇のほうはどうしてももう手がなかなか難しいということで、〇〇〇〇のほうにということになりました。〇〇〇〇のほうも、ずっとやっていたもので、これから先もやらせてもらいますよということで、管理のほうはするということです。何も問題はないと思います。審議のほうをお願いします。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、５３３番の件についてご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５３４番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５３４、土地の所在地は寄島町です。田、９０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	齋藤です。
	地図のほうは３ページ、４ページになります。お開きください。
	寄島町の中心から西のほうなんですけれども、近くの〇〇〇〇というものがありますが、こちらの〇〇〇〇のほうから西へ約１００メートルほど寄った田んぼのど真ん中のほうになります。真ん中のほうの黒い線が、これが今新しくできました〇〇〇〇になります。このたび、譲受人の方は既に寄島のほうでレモン団地を形成されてどんどん活動されている第一人者的な方です。耕作放棄地を持たれている方からお話をされまして、順次開拓をしているというふうなことでございます。取得後はレモンの栽培等をされます。何も問題ないかと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５３４番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５３５番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	５３５番、土地の所在地は鴨方町六条院西です。田、２４８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	地図は５、６ページになります。
	この案件の場所は、現在〇〇〇〇であります。〇〇〇〇の場所、〇〇〇〇を北へ４００メートルぐらい行った東側になります。譲渡し人のほうが管理できないため、すぐそばの近隣の方に譲り渡すということでもあります。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。

	それでは、５３５番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５３６番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	５３６番、土地の所在地は金光町占見新田です。畑、４６２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	１番大橋です。
	地図は７ページと８ページです。
	場所は〇〇〇〇から北へ１５０メートルぐらいのそこへ、〇〇〇〇が通っております。その南側ということで、理由は労力不足ということで、別に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５３６番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５３９番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	５３９番、土地の所在地は鴨方町鴨方です。畑、１，３１０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、６番川崎委員、補足説明をお願いします。
委 員	川崎です。
	地図のほうは９ページ、１０ページになります。
	場所のほうは、〇〇〇〇の北側になります。小高い丘の上になります。〇〇〇〇のほうが一応管理はされています。ずっと今までもされていたんですが、幾ら何でももう難しいということで、〇〇〇〇のほうにお願いをして、〇〇〇〇のほうはレモンを栽培していますので、その続きでそれをやられるそうです。何も問題はないと思います。ご審議のほうをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５３９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声

議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５４０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	５４０番、土地の所在地は寄島町です。畑、２１０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	齋藤です。
	地図のほうは１１ページ、１２ページになります。お開きください。
	これは〇〇〇〇ということになりまして、〇〇〇〇といった集落になります。下のほうに池が３つほど見えておりますけれども、その下の、ちょっと地図では分かりづらいと思うんですけれども、そこに県道が入っております、右側に行きますと〇〇〇〇のほうに抜ける、そのあたりになっております。山の麓のほうになるんですけれども、集落でいうと大体真ん中のあたりというところになります。譲受人のほうが続を受けただけなんですけれども、管理のほうがしづらいということで、譲渡しのほうに相談をしましたところ、私のほうが引き受けますということで、自宅のすぐ目の前だということで、管理も非常にたやすいということで、話がまとまったそうです。譲受人のほうの取得後の利用につきましては、家庭菜園、耕作をなさるとということで、特に問題はなかろうかと思います。
	以上です。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５４０番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第１６号農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。
	５３７番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	３ページになります。
	議案第１６号農地法第４条の規定による許可申請について。令和７年４月１５日提出。
	番号５３７番、土地の所在地は金光町八重、田、１，２９２平米のうち４６０平米。転用目的は一般住宅、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員	1 番大橋です。 地図は1 3 ページから1 4 ページです。 場所は〇〇〇〇になっております。それから北へ1 キロ5 0 0 ぐらいのところに、山沿いにあります。それで、宅地を建てるということです。あと、ちょうど私の家の真ん前になります。それで、話はよう聞いて、よう理解はできとります。よろしく願いします、審議のほどを。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、5 3 7 番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、議案第1 7 号農地法第5 条の規定による許可申請についてを議題とします。 5 3 8 番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	4 ページになります。 議案第1 7 号農地法第5 条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和7 年4 月1 5 日提出。 番号5 3 8、土地の所在地は金光町占見です。田、7 1 0 平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3 種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうから説明をさせていただきます。 地図は1 5、1 6 ページになります。 〇〇〇〇から北東へ約3 0 0 メートルぐらい行ったところに位置しております。おととしぐらいまで耕作をしていたんですが、高齢になったということで耕作をやめて、管理はしていたんですが、周りにもう住宅が建っていまして、住宅地になっとなで売却することにしたということのようです。譲受人のほうからも、許可申請の写し等々を持ってきてくださって、見させていただいたりしました。それと、排水のほうについてもちゃんと問題なく処理、工事をするということで、土木委員にも確認をしているということで、特に問題はないと思います。審議のほうをひとつよろしくお願いします。 ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、5 3 8 番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局	次に、５４１番の件について事務局の説明を求めます。
	５４１番、土地の所在地は鴨方町鴨方です。畑、５８９平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は事務所。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いします。
議 長	次に、６番川崎委員、補足説明をお願いします。
委 員	もう一件も同じなんですが、両方一遍にしてはどうでしょうか。
事務局	じゃあ続きまして、説明を５４２番のほうも説明をさせていただきます。
	土地の所在地は同じく鴨方町鴨方です。畑、４６８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は倉庫。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願いいたします。
議 長	じゃあ、川崎委員、２件まとめてお願いします。
委 員	まとめてやらせてもらいます。
	地図のほうは、元に戻って９ページ、１０ページになります。
	まず〇〇〇〇の前の道を西にずっと上がっていくと、〇〇〇〇という池が見えます。こちらのほうの西側になります。こちらのほうの〇〇〇〇のほうですが、現在今のここの審査に入っているこの土地から南に２００メートルぐらい行ったところに〇〇〇〇。そちらのほうの事務所が手狭になったということで、事務所を新しく建てたいということで、こちらのほうに事務所のほうを建てようということで申請を受けました。それからあと、もう一件のほうは倉庫とあと駐車場とかを造るということで話が出ております。土木さんのほうにも確認しましたところ、尋ねに来られていますよということで、何も問題ないと思います。 それと、今現在この土地のほうはきれいに管理されており、もう一つの６４９のほうは柿畑に今まだなっていますので、こちらのほうを多分開墾されるんじゃないかなというような形になります。何も問題ないと思います。審議のほうをよろしくお願いいたします。
議 長	５４１番と５４２番、２件の説明をいただきました。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５４１番、５４２番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第１８号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の５ページ、６ページになります。
	議案第１８号農用地利用集積等促進計画について。令和７年４月１５日提出。

	それでは、説明いたします。 番号６８、番号６９、この２件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。権利の設定を受ける者は２名、農地は２筆で、新規が１筆、更新が１筆であり、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。契約期間は１０年以内が１件、５年以内が１件になります。 次に、６ページになりますが、１の（１）地目別設定面積については、田１，１６８平米、畑１，２０８平米です。 以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、説明が終わりました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。 日程第４、報告事項に移ります。 報告第４号農地法第１８条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は７ページになります。 報告第４号農地法第１８条の規定等による合意解約通知について。令和７年４月１５日提出。 番号５３０－１、鴨方町本庄、田、２８３平米。５３０－２、鴨方町本庄、田、７１８平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和７年２月１９日です。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたということにいたします。 日程第５、その他に移ります。 事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	事務局から３件あります。谷口のほうからご説明いたします。 ①令和７年度最適化活動の目標の設定等について ②農地利用の意向調査結果について ③次回の農業委員会について
委 員	①令和７年度最適化活動の目標について ②農地利用の意向調査について

議 長

ほかにはないので、本日の委員会は以上で閉会いたします。

閉会（午後２時１８分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月15日

浅口市農業委員会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨